

資 料

(個人所得課税②)

金融証券税制について

<平成 22 年度税制改正大綱（抄）>

所得税については、・・・所得再分配機能や財源調達機能が低下している状況にあります。

現在の所得税は累進構造をとっていますが、実効税率はなだらかに上昇し、一定所得以上は下降しており、累進性を喪失している状態と言えます。

その原因としては、・・・分離課税している金融所得などに軽課していることなどが挙げられます。

・・・金融資産の流動性等にかんがみ、当面の対応として、景気情勢に十分配慮しつつ、株式譲渡益・配当課税の税率の見直しに取り組むとともに、損益通算の範囲を拡大し、金融所得の一体課税を進めます。

・・・平成 24 年から実施される上場株式等に係る税率の 20%本則税率化にあわせて、・・・非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を導入します。

- 制度の現状
- 勤労性所得との比較等
- これまでの取組み
- 日本版 I S A と 10%軽減税率の関係
- 諸外国との比較

上場株式等の譲渡益及び配当の課税について

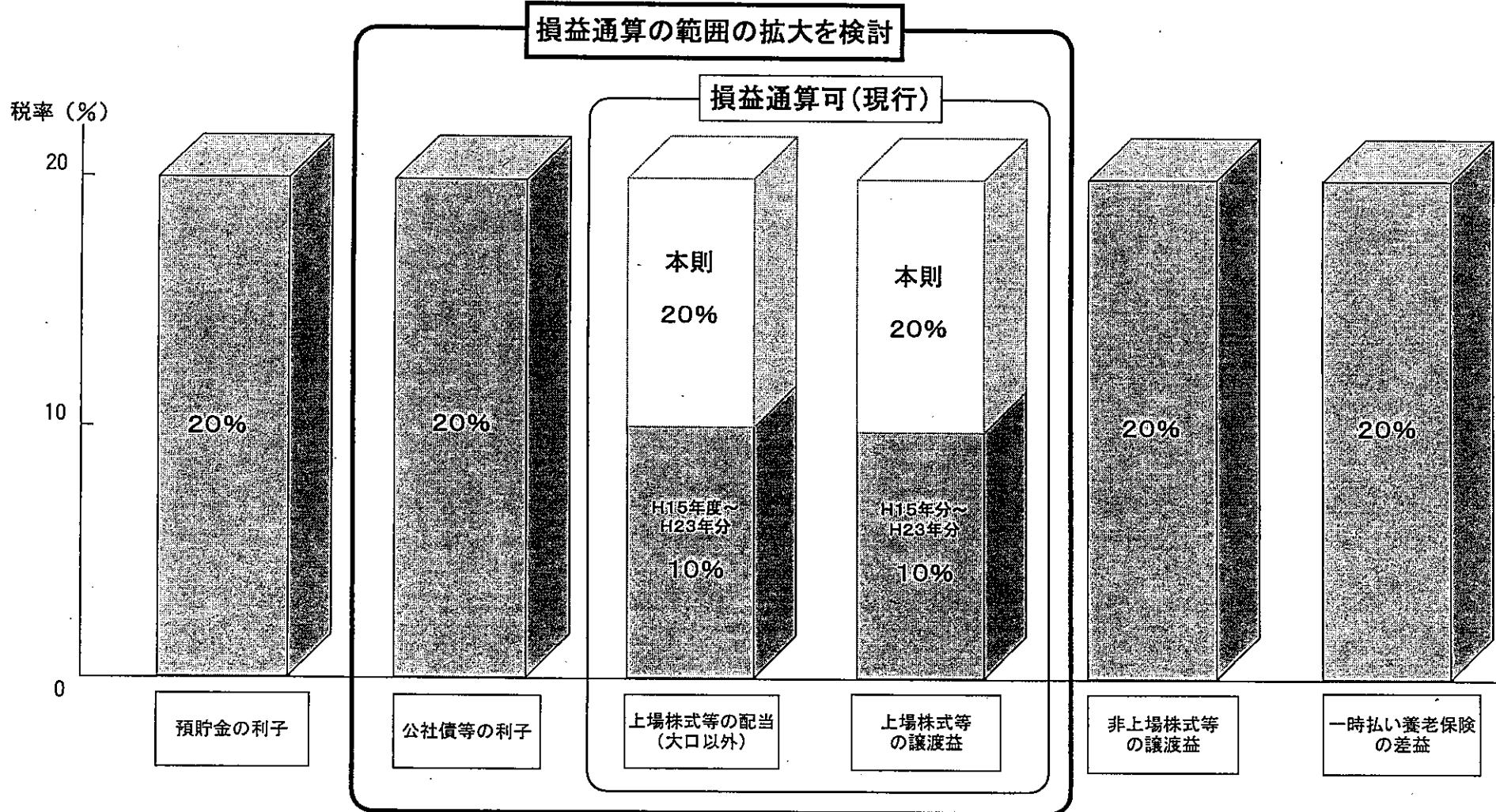
	～20. 12	21. 1 ～ 23. 12	24. 1～
税 率	10%	【原則】 20%	20%
		【特例措置】 上場株式等の譲渡益 10% 上場株式等の配当 10% (大口株主等が支払を受けるものを除く。)	
(源泉徴収税率)	10% (申告不要可)	10% (申告不要可)	20% (申告不要可)
損益通算	-	上場株式等の譲渡損と配当の損益通算 21. 1～ 確定申告による対応 22. 1～ 源泉徴収口座内における損益通算を可能に	

(注) 1 「大口株主等」とは、発行済株式等の総数の5%以上の株式等を有する者をいう。

2 税率20%の場合は所得税15%、住民税5%であり、税率10%の場合は所得税7%、住民税3%である。

主な金融商品の税率

- 税負担に左右されずに金融商品を選択できるように、税率等の課税方式を均衡化することが適当。
- 金融商品間の垣根が低くなり、金融商品からのキャッシュフローを様々な所得分類に加工可能となっており、税率等の課税方式を均衡化することが公正・中立・簡素の観点から必要。



(注) 1 上記のほか、「定期積金の給付補てん金」や「抵当証券の利息」等も20%源泉分離課税とされている。
 2 税率20%の場合は所得税15%、住民税5%であり、税率10%の場合は所得税7%、住民税3%である。

勤労性所得との比較

- 勤労性所得に対する税率は、国・地方合計で10～50%。
 所得税の課税所得（総合課税分）に適用される税率は、平均的に10%程度。これに住民税（一律10%）を加えれば 20%程度。
- 勤労性所得と比較すると、証券税制の軽減税率10%は相当低い水準ではないか。
- 利子所得と比較しても、証券税制の軽減税率10%はアンバランスではないか。

	勤 労 性 所 得	利 子 所 得	上場株式等に係る 譲渡所得及び配当所得
課 税 方 式	<p>総合課税</p> <p style="text-align: right;">(注)2 10%</p> <p style="text-align: center;">所得税 + 個人住民税</p>	<p>源泉分離課税</p> <p style="text-align: right;">20%</p> <p style="text-align: center;">所得税 + 個人住民税</p>	<p>分離課税</p> <p style="text-align: right;">原則: 20%</p> <p style="text-align: right;">10%</p> <p style="text-align: center;">(所得税) + (個人住民税)</p> <p>原則として、平成20年末をもって廃止。 ただし、経過措置として、平成21～23年 の3年間は10%軽減税率を適用。</p>

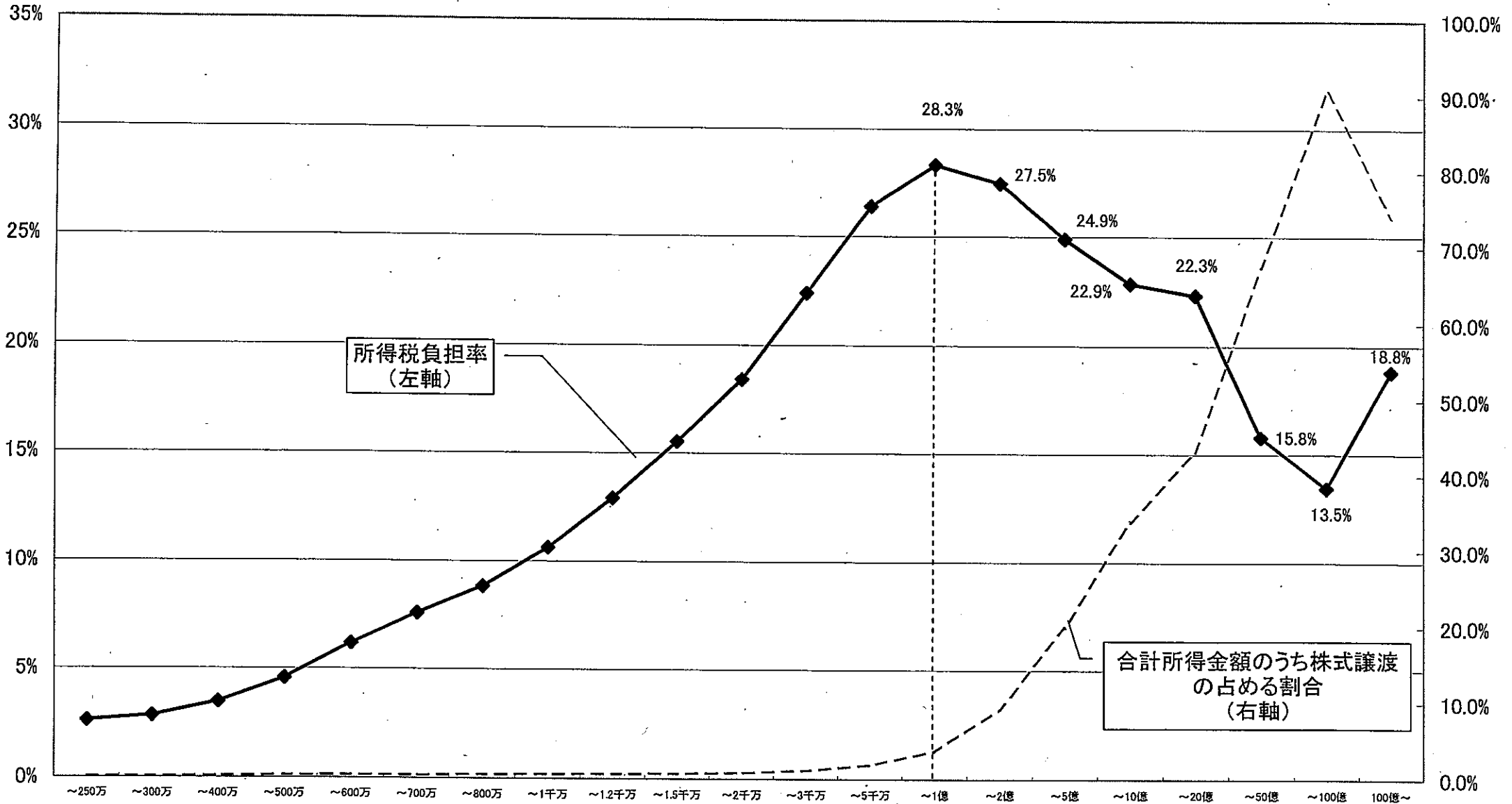
(注)1 配当所得については、源泉徴収税率であり、総合課税(配当控除)、申告分離課税又は申告不要の選択制である。

2 勤労性所得について10%の税率の適用を受けるのは、所得税の課税最低限以下の者で個人住民税だけが課税される者のみである。(夫婦二人世帯で収入270.0万円～325.0万円)

3 所得税の平均的な税率については平成22年度予算ベースである。

申告納税者の所得税負担率（平成20年分）

（負担率）



（備考）国税庁「平成20年分申告所得税標本調査結果（税務統計から見た申告所得税の実態）」より作成。

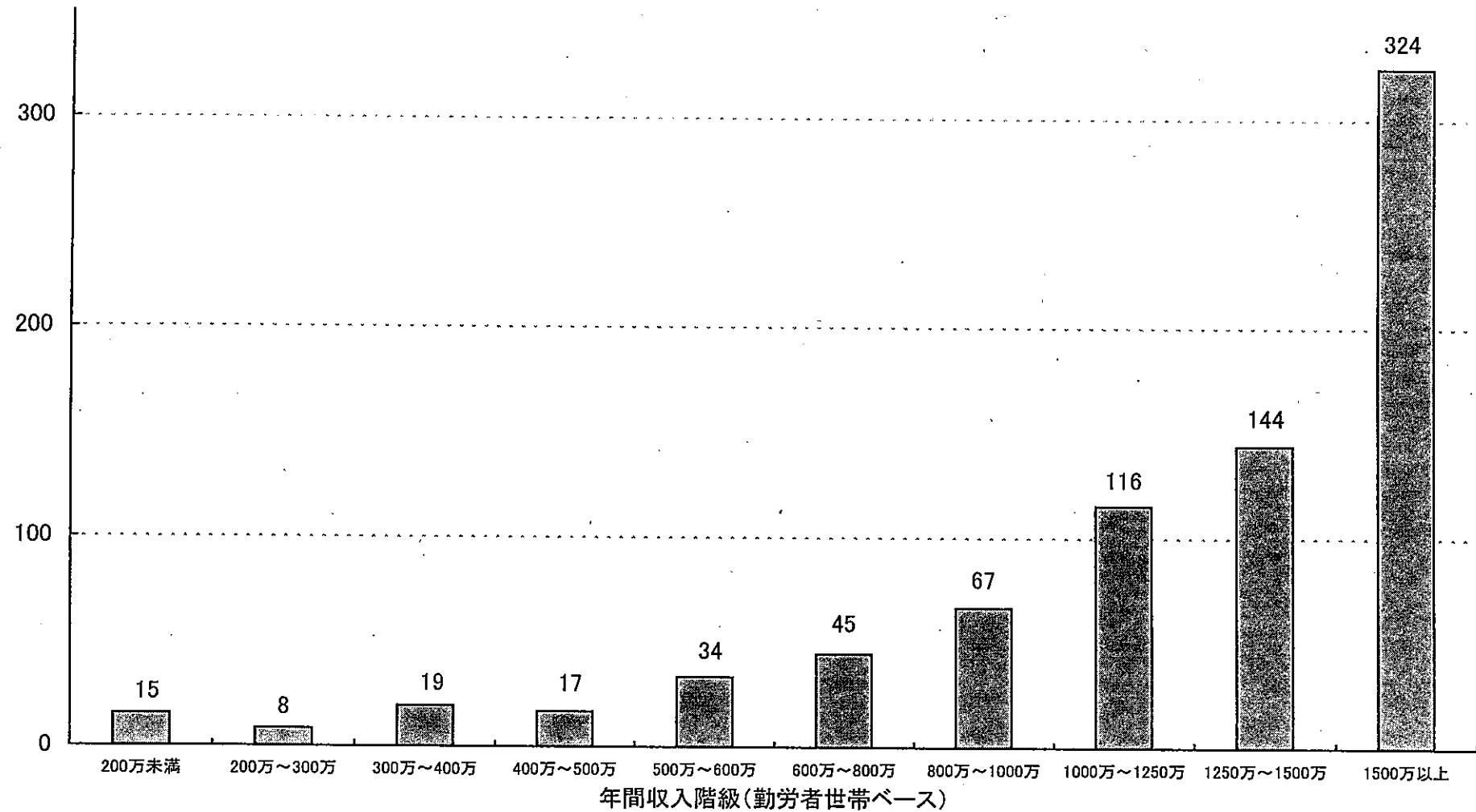
（合計所得金額：円）

（注）所得金額があっても申告納税額のない者（例えば還付申告書を提出した者）は含まれていない。

また、申告不要を選択した場合の配当所得や源泉徴収で課税関係が終了した源泉徴収特定口座における株式等譲渡所得や利子所得等も含まれていない。

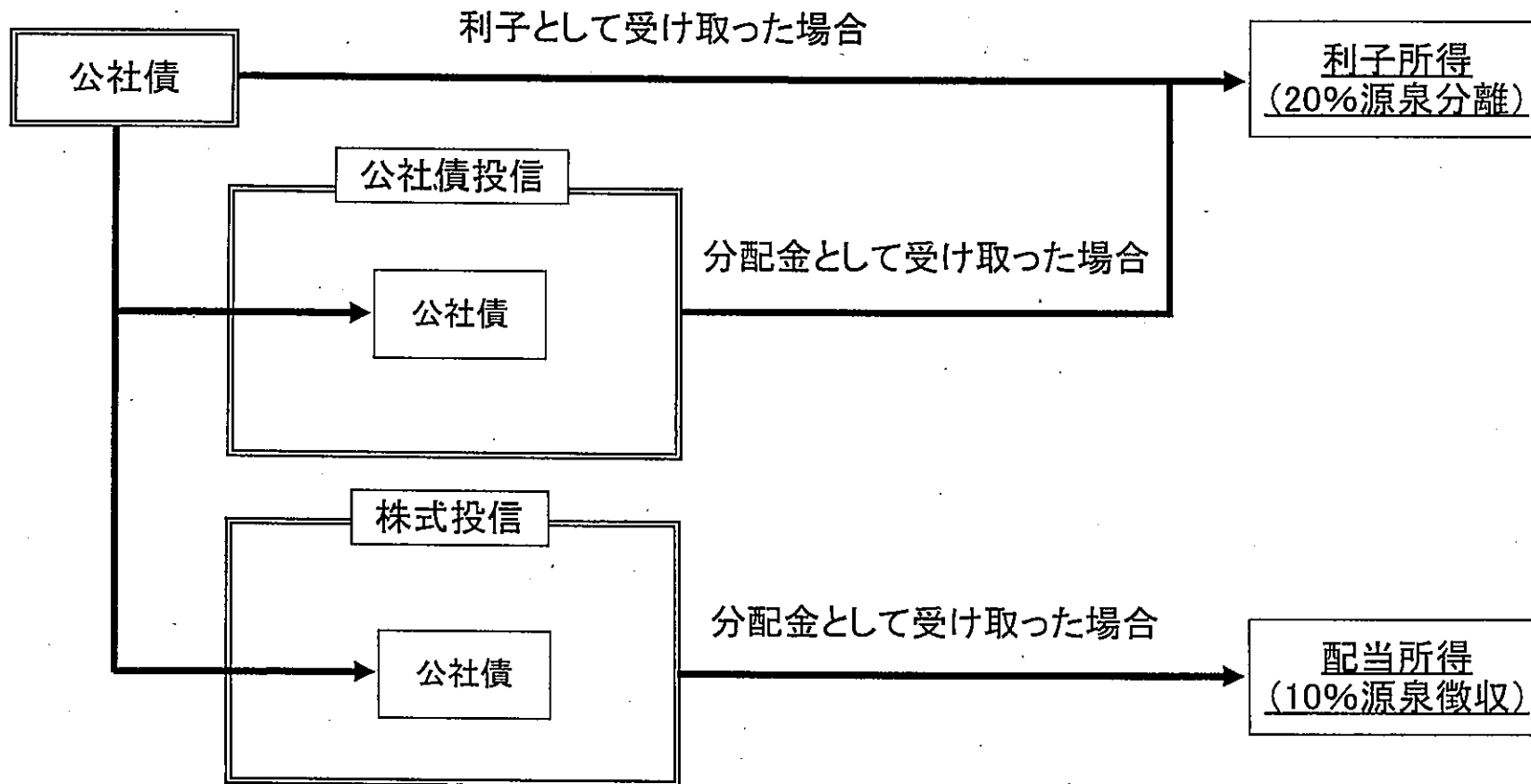
収入階級別の株式・株式投資信託の一世帯当たり平均保有額(勤労者世帯)

(万円)



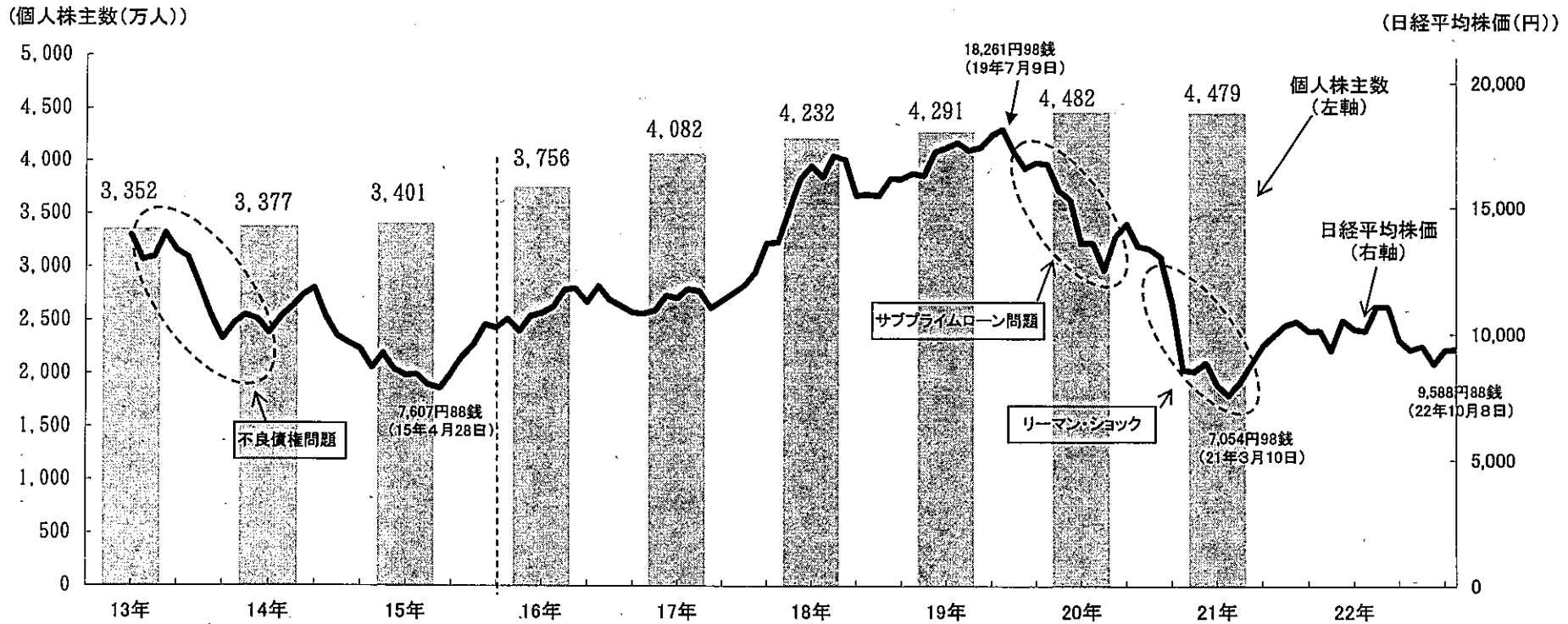
注1 総務省「平成16年全国消費実態調査貯蓄・負債結果表」より作成。

公社債の利子、公社債投資信託の収益分配金と株式投資信託の収益分配金との比較

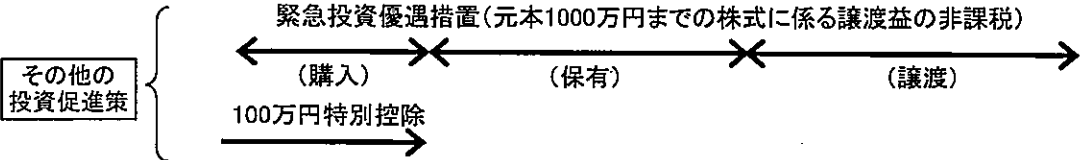
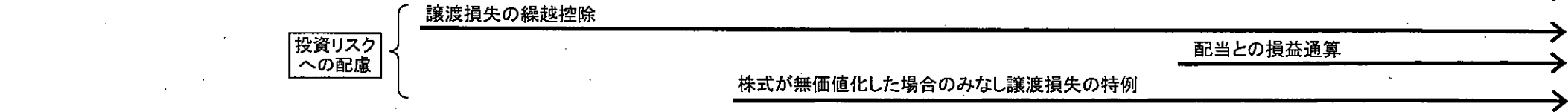
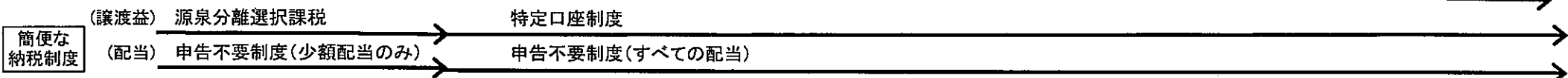


○ 金融商品間の垣根が低くなり、金融商品からのキャッシュフローを様々な所得分類に加工可能となっており、税率等の課税方式を均衡化することが公正・中立・簡素の観点から必要。

日経平均株価（月末終値）、個人株主数の推移と上場株式配当・譲渡益課税



日経平均株価の対前年末比: 81.4% (2013-14), 88.9% (2020-21), 57.9% (2021-22), 90.9% (2022-23)



(備考) 個人株主数は、「株式分布状況調査(全国証券取引所)」により作成。株主数は、全国6証券取引所上場会社の各年度中に到来した最終決算期末現在の株主名簿の株主数を合算した数字(平成16年以降は、ジャスダック証券取引所上場会社分を含む)。

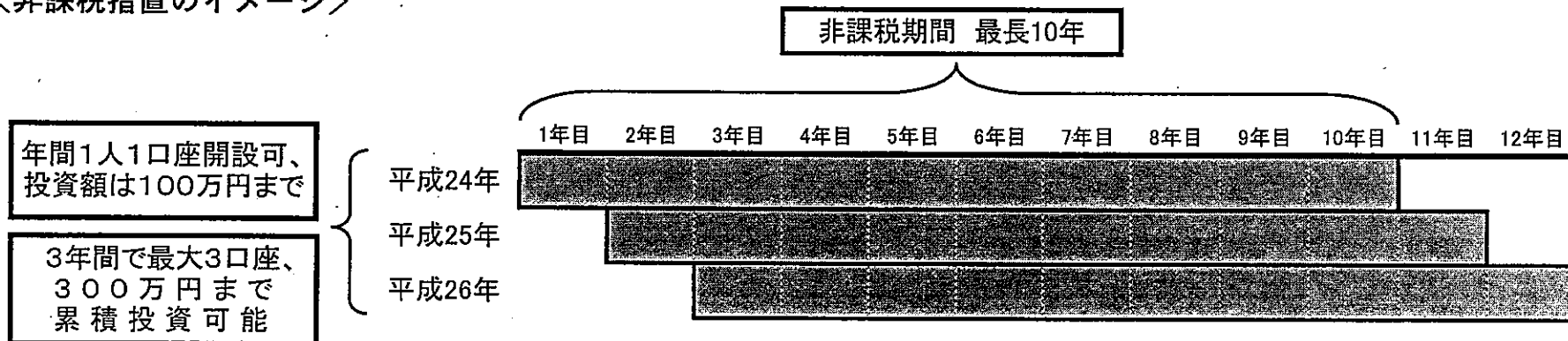
非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設

平成 24 年から実施される上場株式等の 20%本則税率化にあわせて導入することとされている。

1. 非課税対象 : 非課税口座(注)内の少額上場株式等の配当、譲渡益
2. 非課税投資額 : 口座開設年に、新規投資額で 100 万円を上限 (未使用枠は翌年以降繰越不可)
3. 非課税投資総額 : 最大 300 万円 (100 万円×3年間[平成 24~26 年])
4. 保有期間 : 最長 10 年間、途中売却は自由 (ただし、売却部分の枠は再利用不可)
5. 口座開設数 : 年間 1 人 1 口座 (毎年異なる金融機関に口座開設可)
6. 開設者 : 居住者等 (その年 1 月 1 日において満 20 歳以上である者)
7. 口座開設期間 : 平成 24 年から平成 26 年までの 3 年間の各年

(注) 非課税口座とは、非課税の適用を受けるため一定の手続により金融商品取引業者等の営業所に設定された上場株式等の振替記載等に係る口座をいう。

<非課税措置のイメージ>



主要国における利子、配当、キャピタル・ゲイン課税 (未定稿)

(2010年7月現在)

	アメリカ		イギリス		ドイツ		フランス	
利子課税	総合課税	10~35% 2011年から 15~39.6%	段階的課税	10、20、40、 50%	申告不要〔分離課税〕 ※総合課税も選択可	26.375%	総合課税 又は 源泉分離課税	17.6~52.1% 又は 30.1% 2011年から(改正案) 17.6~53.1% 又は 31.1%
配当課税	段階的課税 2011年から 総合課税	0、15% 2011年から 15~39.6%	段階的課税	32.5、42.5%	申告不要〔分離課税〕 ※総合課税も選択可	26.375%	総合課税 又は 源泉分離課税	17.6~52.1% 又は 30.1% 2011年から(改正案) 17.6~53.1% 又は 31.1%
株式譲渡益 課税	段階的課税	0、15% 2011年から 5年超保有は8%、18% 5年以下保有は10%、 20%	段階的課税	18%、28%	申告不要〔分離課税〕 ※総合課税も選択可	26.375%	申告分離課税	30.1% ※譲渡額が年25,730ユーロ (約296万円)以下の場合 は非課税。 2011年から(改正案) 31.1%(非課税枠は廃止)
備考	<ul style="list-style-type: none"> 上記とは別途、州税等(州・地方政府税)が課されるが、税率等は各々異なる。 給与所得等、配当所得及び長期キャピタル・ゲインの順に所得を積み上げて、それぞれの所得ごとに適用税率が決定される。 現行の税率等については2010年までの時限措置とされており、2011年からの取扱いについては確定していない。 		<ul style="list-style-type: none"> 株式譲渡益が年10,100ポンド(約135万円)以下の場合には非課税。 給与所得等、利子所得、配当所得、株式譲渡益の順に所得を積み上げて、それぞれの所得毎に適用税率が決定される。 		<ul style="list-style-type: none"> 資本所得と他の所得を合算して、総合課税税率が25%以下の者は、申告により総合課税の税率が適用される。 申告を行った結果、総合課税を選択した方が納税者にとって却って不利になる場合は、税務当局において資本所得は申告されなかったものとして取り扱われ、26.375%の源泉徴収税のみが課税される。 		<ul style="list-style-type: none"> 上記税率には、所得税(総合課税:5.5~40%、金融所得に対する分離課税:18%)の他、比例税率の社会保障関連諸税(給与所得には8%、金融所得には12.1%)を含む。 	

貯蓄等に係る 主な特例	○ 個人貯蓄口座(ISA)	○ 貯蓄者控除制度	○ 貯蓄金庫A通帳(Livret A)
	対象: 債券・株式、預金、生命保険 措置: 利子、配当、キャピタル・ゲインの非課税 拠出 年10,200ポンド 限度: (約137万円)	対象: 債券・株式、預金等 措置: 利子、配当、キャピタル・ゲインに対する所得控除 控除 年801ユーロ(約9万円)(夫婦合算の限度: 場合は1,601ユーロ(約18万円))	対象: 預金 措置: 利子非課税 預入 総額15,300ユーロ(約176万円) 限度:
			○ 株式貯蓄計画(PEA)
			対象: 株式 措置: 配当、キャピタル・ゲイン非課税 拠出 13.2万ユーロ(約1,518万円) 限度: (夫婦合算の場合は26.4万ユーロ(約3,036万円))

(注) 各国とも2010年7月の税法による。邦貨換算レートは、1ドル=92円、1ポンド=134円、1ユーロ=115円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成22年5月中における実勢相場の平均値)。

主要国の配当に係る負担調整に関する仕組み【個人株主段階における法人税と所得税の調整方式】（未定稿）

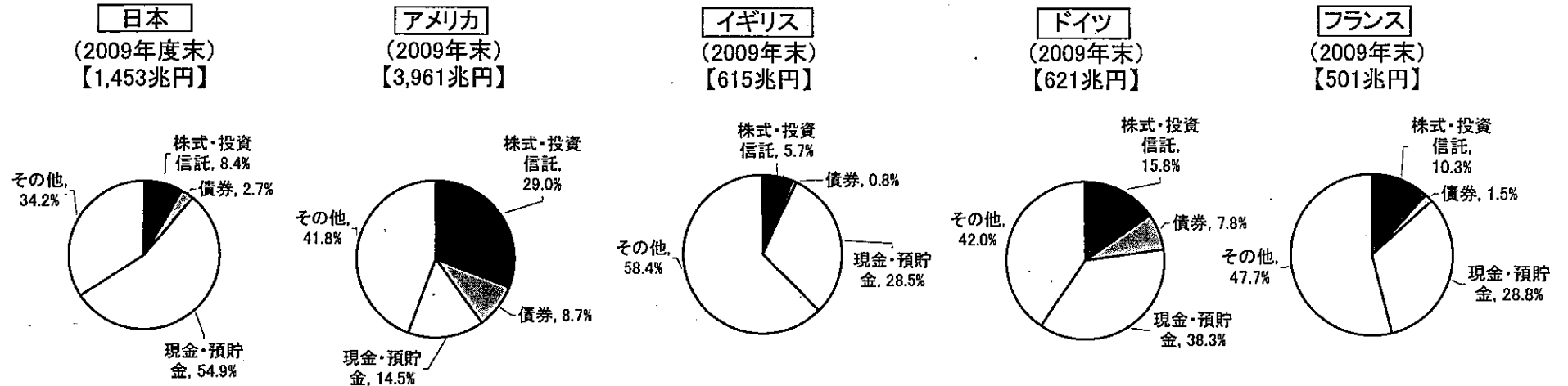
（2010年7月現在）

日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
<p>【確定申告不要又は申告分離課税を選択した場合】</p> <p>調整措置なし</p>	調整措置なし	部分的な調整	調整措置なし	<p>【分離課税を選択した場合】</p> <p>調整措置なし</p>
<p>【総合課税を選択した場合】</p> <p>配当控除 (配当所得税額控除方式)</p>				<p>【総合課税を選択した場合】</p> <p>配当所得一部控除方式 (受取配当の60%を株主の課税所得に算入)</p>

- (注) 1. 日本では、上場株式等の配当については源泉徴収されており、確定申告不要と総合課税とを選択することができる。また、株式譲渡損との損益通算のために申告分離課税も選択することができる。
2. アメリカにおいては、個人株主段階で配当所得に対し、通常税率（10%～35%の6段階）に代えて、2010年までの時限措置として軽減税率（2008年から2010年には0%、15%の2段階）が適用されている。
3. イギリスにおける「部分的な調整」とは、部分的インピュテーション方式である。インピュテーション方式とは、受取配当のほか、受取配当に対応する法人税額の全部又は一部に相当する金額を個人株主の所得に加算し、この所得を基礎として算出された所得税額から、この加算した金額を控除する方式のことをいう。受取配当に対応する法人税額の全部を株主に帰属させる完全インピュテーションの場合、法人所得のうち配当に充てた部分に関する限り、二重課税は完全に排除される。なお、イギリスの部分的インピュテーション方式では、受取配当にその1/9を加えた額を課税所得に算入し、算出税額から受取配当額の1/9を控除する。
4. ドイツでは、2008年まで配当所得一部控除方式（受取配当の50%を株主の課税所得に算入）が採られていたが、2009年から、利子・配当・キャピタルゲインに対する一律25%の申告不要（分離課税）が導入されたことに伴い、個人株主段階における法人税と所得税の調整は廃止された。

主要国の資産構成及び税制の比較

1 個人金融資産の構成比



(注1) 【 】は個人金融資産(家計の保有する金融資産であるが、アメリカ、イギリス及びドイツは対家計民間非営利団体の保有する金融資産を含む)の総額である。
 (注2) 日本、イギリス、及びフランスの「株式」は居住者が発行する株式のうち上場されているものを計上している一方、アメリカ及びドイツは非上場株式及び非居住者発行の株式を含んでいる。

2 証券税制

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
配当課税	【時限措置(2010年まで)】 申告不要[分離課税]10% 又は総合課税10~50%	【時限措置(2010年まで)】 段階的課税2段階 0、15% +州税等(総合課税)	段階的課税 3段階 10、32.5、42.5%	申告不要[分離課税] 26.375% ※総合課税も選択可	総合課税17.6~52.1%又は 源泉分離課税30.1%
	【2011年から】 申告不要[分離課税]20% 又は総合課税10~50%	【2011年から】 総合課税15~39.6% +州税等(総合課税)			【2011年から(改正案)】 総合課税17.6~53.1%又は 源泉分離課税31.1%
株式等譲渡益課税	【時限措置(2010年まで)】 申告分離課税 10%	【時限措置(2010年まで)】 段階的課税2段階 0、15% +州税等(総合課税)	段階的課税 2段階 18%、28% ※譲渡益が年10,100 ポンド(約135万円)以下 の場合は非課税。	申告不要[分離課税] 26.375% ※総合課税も選択可	申告分離課税30.1% ※譲渡額が年25,730 ユーロ(約296万円)以下 の場合は非課税。
	【2011年から】 申告分離課税 20%	【2011年から】 段階的課税 5年超保有は8%、18% +州税等(総合課税)、 5年以下保有は10%、20% +州税等(総合課税)			【2011年から(改正案)】 申告分離課税31.1% ※非課税枠は廃止。

(備考) 各国とも2010年7月の税法による。邦貨換算レートは、1ユーロ=115円(裁定外国為替相場:平成22年5月中における実勢相場の平均値)